

令和4年第3回藍住町議会定例会会議録（第1日）

令和4年9月6日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂に招集された。

1 出席議員

1 番議員	前田 晃良	8 番議員	紙永 芳夫
2 番議員	竹内 君彦	9 番議員	鳥海 典昭
3 番議員	米本 義博	10 番議員	小川 幸英
4 番議員	永浜 浩幸	12 番議員	奥村 晴明
5 番議員	宮本 影子	13 番議員	佐野 慶一
6 番議員	森 伸二	15 番議員	平石 賢治
7 番議員	近藤 祐司	16 番議員	西川 良夫

2 欠席議員

11 番議員	林 茂	14 番議員	森 志郎
--------	-----	--------	------

3 議会事務局出席者

議会事務局長	大塚 喜美枝	主幹	島川 紀子
--------	--------	----	-------

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	奥田 浩志
副町長	吉成 浩二
監査委員	林 健太郎
教育長	青木 秀明
教育次長	齊藤 秀樹
会計管理者	谷渕 弘子
総務企画課長	梯 達司
福祉課長	近藤 政春
税務課長	小川 哲央
健康推進課長	藤原 あけみ
社会教育課長	近藤 孝公
住民課長	大地 亜由美
生活環境課長	橋本 清臣
建設産業課長	長楽 浩司
上下水道課長	増原 浩幸

5 議事日程

(1) 議事日程 (第1号)

- | | | |
|-----|------------|--------------------------------------|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第2 | 会期の決定 | |
| 第3 | 議第39号 | 令和3年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 第4 | 議第40号 | 令和3年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)歳入歳出決算の認定について |
| 第5 | 議第41号 | 令和3年度藍住町特別会計(介護保険事業)歳入歳出決算の認定について |
| 第6 | 議第42号 | 令和3年度藍住町特別会計(介護サービス事業)歳入歳出決算の認定について |
| 第7 | 議第43号 | 令和3年度藍住町特別会計(後期高齢者医療事業)歳入歳出決算の認定について |
| 第8 | 議第44号 | 令和3年度藍住町水道事業会計利益の処分及び歳入歳出決算の認定について |
| 第9 | 議第45号 | 令和3年度藍住町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について |
| 第10 | 議第46号 | 令和4年度藍住町一般会計補正予算について |
| 第11 | 議第47号 | 令和4年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)補正予算について |
| 第12 | 議第48号 | 藍住町の職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 第13 | 報告第7号 | 令和3年度財政健全化判断比率の報告について |
| 第14 | 報告第8号 | 令和3年度水道事業会計資金不足比率の報告について |
| 第15 | 報告第9号 | 令和3年度下水道事業会計資金不足比率の報告について |

令和4年藍住町議会第3回定例会会議録

9月6日

午前10時開会

○議長（西川良夫君） おはようございます。本日は、令和4年第3回藍住町議会定例会に御出席くださりまして、ありがとうございます。

ただいまから、令和4年第3回藍住町議会定例会を開会いたします。

○議長（西川良夫君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

監査委員から藍住町職員措置請求の受付について、議長あて通知がありましたので御報告いたしておきます。

次に、本日までに2件の陳情書の提出がありますので、お手元に陳情受付表をお配りしております。後ほど御覧いただきたいと思っております。

○議長（西川良夫君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（西川良夫君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本会期の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、1番議員、前田晃良君及び2番議員、竹内君彦君を指名いたします。

○議長（西川良夫君） 日程第2、「会期の決定について」を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月21日までの16日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から9月21日までの16日間に決定しました。

○議長（西川良夫君） 日程第3、議第39号「令和3年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第12、議第48号「藍住町の職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」までの10議案及び日程第13、報告第7号「令和3年度財政健全化判断比率の報告について」から、日程第15、報告第9号

「令和3年度下水道事業会計資金不足比率の報告について」までを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） おはようございます。

さて、本日、令和4年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御多忙中にもかかわらず、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

議長から、提案理由の説明を求められたところではありますが、説明に先立ち行政報告を申し上げ、一層の御理解を賜っておきたいと存じます。

まず、新型コロナウイルス感染症についてであります。7月以降、オミクロン株の新系統、BA.5による第7波が襲来し、驚異的なペースで感染が拡大しております。県独自基準、とくしまアラートにおいては、感染警戒・前期を発令するとともに、徳島県BA.5対策強化宣言を今月20日まで延長し、感染拡大防止対策が図られているところであります。

本町においても、7月以降、若年層を中心に感染者が急増し、これまでに約3,000人、このうち20代以下の感染者が半数近くを占める状況となっております。国、県においては、ウイズコロナ、アフターコロナを俯瞰した社会経済活動の回復へと重点を置いた対策が進められており、3年ぶりとなる行動制限のないお盆期間となり、旅行、帰省など人流の増加に伴い、全国的に感染者数の高止まりが続いております。引き続き気を緩めることなく、緊張感を持ち、感染防止に努めながら、町民の皆様とともに一日でも早く安心して過ごせる日常を取り戻せるよう取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてであります。現在、3回目及び4回目接種を並行して進めておりますが、国において新たにオミクロン株に対応したワクチン接種の検討が行われております。当初は10月中旬頃の接種開始が見込まれておりましたが、これを前倒しし、早ければ今月半ばにも接種が始まることとされております。国の動きを注視しているところであります。引き続き県や町医師会との緊密な連携のもと、ワクチン接種が円滑に進むよう取り組んでまいります。

次に、町独自の経済対策についてであります。感染予防への協力や物価高騰により影響を受けている民間事業者や町民の皆様への支援策として、国の交付金を活用

した事業を実施してまいります。18歳以下の子供に対して商品券3,000円をお届けする、すこやか子育て応援事業、65歳以上の高齢者に対して商品券3,000円をお届けする、シニアライフ応援事業については、いずれも8月下旬に発送を済ませております。

1世帯に1セット、1万5,000円の商品券を1万円で購入いただく、あいずみ商品券お得～ポン事業については、今月1日から、ゆめタウン徳島及び藍住町商工会において販売を開始しております。

町内141店舗が商品券取扱登録店舗となっており、物販、飲食、理美容、ガソリン等の燃料、リフォームなど幅広い分野での利用が可能となっております。これらの事業の円滑な実施を通し、町内経済の活性化、町民の皆様の生活支援につなげてまいります。

次に、若い世代の方々の移住、定住を図り、潤いある住んで楽しい町づくりを目指すため整備を進めることとしております、バーベキューパークについてであります。整備箇所について検討を重ねた結果、桜つつみ公園の芝生広場を候補地とし、今議会の補正予算に設計費を計上しており、今後、関係者との調整を進めてまいりたいと考えております。

次に、高齢者の健康づくりへの支援についてであります。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休止を余儀なくされておりました健康ウォーキングポイント事業について、感染防止対策を講じた上で7月15日に再開いたしました。これまでに448人の高齢者に登録いただいております。多くの皆様に参加いただき健康づくりにつなげていただきたいと考えております。

次に、藍の魅力発信についてであります。藍に親しむイベントとして、とくしま藍推進月間に併せて開催しております藍deグルメでは、町内の協力店舗を利用した方が延べ2,000名と昨年より倍増しており、藍のまち藍住町のPRが大いに図られたところであります。

現在休館しております藍住町歴史館、藍の館については、エントランスホール改修や新たな展示映像を制作しており、藍の魅力をより体感できる施設にリニューアルいたします。リニューアルオープンは11月13日を予定しており、当日は関係者を招いての式典を開催するとともに、開館日以降、新型コロナウイルスの感染状況を見極めながら、約3,000人の入館料及び藍染め体験の無料化をはじめとするリニューアルイベントを実施することとしております。新たな藍の館を拠点とし

て、藍のまち藍住から藍の魅力を国内外に発信してまいります。

次に、西クリーンステーション基幹整備工事等についてであります。6月に工事着手し、8月15日からは焼却炉を停止して工事を進めております。順調に進行しますと12月末には基幹整備工事が完了いたします。この間の可燃ごみ処理については場外搬出で対応することとなりますので、町民の皆様には引き続きごみの減量化、ごみの分別の推進に御協力いただきますようお願いいたします。

次に、学校施設の整備といたしまして、トイレの環境改善を目的とした両中学校における乾式化及び洋式化整備工事を実施しており、いずれも年度内の完成を予定しております。

また、北小学校については体育館のトイレ改修工事が完成し、現在、屋外トイレの設計を進めているところであります。今後とも子供たちが学習しやすい環境作りを進めてまいります。

次に、中学生議会の開催についてであります。徳島県、とりわけ藍住町では選挙における投票率の低迷が続いております。このため、選挙権をもつ年齢に近づきつつある中学生への主権者教育の一環として、10月31日に中学生議会を開催いたします。この議場をお借りして両中学校の代表が議員となり、議会一般質問と同じく理事者が質問や要望に答弁するとともに、要望を実現させる予算を確保するなど議会機能を実感させるために工夫して取り組んでまいります。

これより、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。議第39号「令和3年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、歳入総額が143億9,685万721円、歳出総額が133億9,571万9,802円、差引き10億113万919円となり、このうち継続費遞次繰越に係る繰越財源が632万2,500円、繰越明許費に係る繰越財源が6,003万5,500円であり、実質収支額は9億3,477万2,919円となっております。

次に、実質収支額のうち地方自治法の規定による基金繰入額4億4,000万円を基金へ繰り入れするため、差引き4億9,477万2,919円が令和4年度への繰越額となりました。

議第40号「令和3年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)歳入歳出決算の認定について」は、歳入総額が35億4,291万2,790円、歳出総額が33億7,100万663円、差引き1億7,191万2,127円となり、令和4年度への繰越額となりました。今後一層、医療費の適正化に努めてまいります。

議第41号「令和3年度藍住町特別会計(介護保険事業)歳入歳出決算の認定について」は、歳入総額が28億1,563万4,042円、歳出総額が27億1,522万2,949円、差引き1億41万1,093円となり、令和4年度への繰越額となりました。歳出のうち介護保険給付費は24億7,389万1,230円で、前年度と比較して約2.7パーセント増加しております。

議第42号「令和3年度藍住町特別会計(介護サービス事業)歳入歳出決算の認定について」は、歳入総額が937万4,870円、歳出総額が歳入と同額の937万4,870円となりました。

議第43号「令和3年度藍住町特別会計(後期高齢者医療事業)歳入歳出決算の認定について」は、歳入総額が4億124万9,955円、歳出総額が3億8,954万7,185円、差引き1,170万2,770円となり令和4年度への繰越額となりました。なお一層の高齢者福祉の増進に努めてまいります。

議第44号「令和3年度藍住町水道事業会計利益の処分及び歳入歳出決算の認定について」は、収益的収支で収入総額が5億7,109万4,956円、支出総額が4億7,549万9,627円となり、消費税経理の後4,147万1,094円の当年度純利益を計上いたしました。剰余金の処分としましては減債積立金に1,000万円、建設改良積立金に8,000万円を積み立てたいと考えております。

次に資本的収支では、収入総額が3億5,551万6,010円、支出総額が7億1,782万4,079円、資本的収支不足額が3億6,230万8,069円となり、当年度分損益勘定留保資金等で全額を補填いたします。今後とも水道事業の使命であります安全な水の安定供給を基本としサービスの向上と健全な水道事業経営に努めてまいります。

議第45号「令和3年度藍住町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」は、収益的収支で収入総額が3億5,668万116円、支出総額が2億3,888万7,604円、消費税経理の後7,365万2,469円の当年度純利益を計上いたしました。

次に資本的収支では、収入総額が11億1,239万1,000円、支出総額が11億7,635万557円、資本的収支不足額が6,395万9,557円となり当年度分損益勘定留保資金等で全額を補填いたしております。今後とも、一層の下水道事業の効率化を図りつつ事業推進に努めてまいります。

議第46号「令和4年度藍住町一般会計補正予算について」は、歳入歳出とも2億9,500万円増額し予算総額を137億5,000万円とするものです。

歳出補正の主な内容を申し上げます。議会費では議会デジタル化推進事業費で、125万8,000円増額。総務費では、出納室セルフレジ導入、庁舎空調更新工事、地域交流環境整備事業設計業務、藍の館トイレ改修工事等で1億2,762万円増額。民生費ではグループホーム等への介護施設防災改修支援事業補助金、藍翠苑ゲートボール場の借地購入費、国庫支出金等精算返納金等で9,765万9,000円増額。衛生費では子宮頸がんワクチン接種事業等で5,494万7,000円増額。労働費では女性センター耐震診断業務で900万円増額。土木費ではバラ園の借地購入費、町道舗装工事及び町道改良工事等で4,331万7,000円増額。消防費では防火水槽撤去工事費で510万9,000円増額。教育費では図書館エアコン改修工事及び人件費不足等で増額いたしますが、学校施設改修工事の藍中、東中トイレ改修工事が、国において令和3年度繰越事業となったため、令和4年度予算計上分については減額し、差引き7,311万1,000円減額。諸支出金では、エーアイテレビの倉庫及び駐車場貸付用地購入費で2,600万円増額。その他、事業実施見込みや国、県の補助金の状況などにより、歳出過不足の補正を行うことといたしました。歳入補正の主な内容では地方交付税で3億3,881万1,000円増額。国庫支出金で853万1,000円増額。県支出金で449万8,000円増額。繰入金で4,300万円増額。繰越金で2億1,896万4,000円増額。諸収入で959万5,000円増額。町債で3億2,861万1,000円減額を行うものであります。

議第47号「令和4年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)補正予算について」は、歳入歳出とも1億2,208万3,000円増額し総額36億8,742万6,000円とするものです。

歳出の主な補正内容は、療養給付費8,583万円、高額療養費1,342万3,000円、国庫支出金等精算返納金2,000万円をそれぞれ増額。歳入の主な補正では前年度繰越金を1億2,191万3,000円増額するものであります。

議第48号「藍住町の職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は、国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置のうち、未施行の措置として残っていた育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等の措置が令和4年10月1日から施行されることになり、

地方公務員についても同様の措置を講ずることが求められており条例改正するものであります。

また、これらの議案以外に報告案件といたしまして、令和3年度の財政健全化判断比率と水道事業会計及び下水道事業会計の資金不足比率についてそれぞれ報告をさせていただきますので、後ほど御覧いただき御理解を賜りたいと存じます。

以上、決算関係で7件、補正予算で2件、条例関係で1件、計10議案についてその提案理由と概要を申し上げましたが、何とぞ十分、御審議の上、全議案について原案どおりお認めをいただきますようお願いをいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（西川良夫君） 小休します。

午前10時23分小休

〔小休中に消毒をする〕

午前10時24分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

続きまして、監査報告について、本定例会に上程されております議案のうち、決算に関する案件が7件ございますので、ただいまから審査結果について林監査委員から報告を求めます。

林監査委員。

〔監査委員 林健太郎君登壇〕

◎監査委員（林健太郎君） 議長から監査結果の報告を求められましたので、代表いたしまして審査結果の御報告を申し上げます。

それでは、令和3年度藍住町一般会計歳入歳出決算審査の結果から御報告申し上げます。審査は8月2日と12日の両日に実施をいたしました。審査の結果の総括的な意見といたしまして、会計処理については町条例及び役場処務規程並びに財務規則にのっとり処理されております。

また、収入支出の決算額につきましては、出納証書類を照合の上、さらにその内容につき検討を加え審査をいたしました結果、決算書は収入、支出の状況並びに財産増減の状況が正しく示されており、その内容につきましても適正なものと認定いたしました。国、地方ともに財政状況は依然として厳しい中、新型コロナウイルス

感染症も収束の兆しが見えず、物価の上昇による住民生活への不安も広がる一方であり、今後も国内外情勢の動向により不安要素が増し、ますます厳しい財政状況になるものと思われています。本町は健全財政を維持しているものの、少子高齢化の進展に伴う社会保障費の増大、コロナ禍による地方税、地方交付税の減少及び社会変化などにより、行政の果たす役割は今後ますます増え、多額の財政需要が見込まれています。今後の事務執行に当たっては、コロナ禍などによる景気の動向に注視し、事務事業を不断に見直し計画的に事業を推進するとともに、このような状況の中、多様化する住民ニーズに対応するため、住民生活を第一に考えながら限られた財源の効率的な配分と経費節減に努められ、将来にわたり自立的、安定的で持続可能な行政運営に努められるよう、なお一層、職員一丸となって取り組まれるようお願いしたところであります。

次に、令和3年度藍住町特別会計、国民健康保険事業、介護保険事業、介護サービス事業、後期高齢者医療事業の4つの特別会計及び水道事業、下水道事業会計の歳入歳出決算の審査結果について御報告申し上げます。審査は7月14日に実施をいたしました。それぞれの決算書について出納証書類を照合の上、さらにその内容について検討を加え審査をいたしました結果、会計処理は町条例などの諸規程に基づき適正に処理をされておりました。

また、決算書は収入、支出の状況、事業活動の状況並びに財産増減の状況が正しく示されており、その内容も適正なものであると認定をいたしましたところであります。

独立した事業会計として設けられた特別会計ではありますが、比較的若い世代の人口増による本町の財政運営は極めて厳しい状況にあります。このような状況の中においても、将来を見据えた視点に立った事業運営に努めるとともに、事務事業の効果的、効率的な運営、また、経費の削減に取り組んでいただきたいと思います。

また、滞納繰越分に対する収納対策についても未収金の縮減に向けて、今後も一段の努力をされるようお願いしたところであります。

なお、令和4年3月に藍住町債権管理条例が制定され債権管理委員会が設置されたところあります。町税などの未納額については圧縮に努めるとともに、町の債権の管理に関して統一した方針、基準により、適正な債権管理を行い、効率的な収納事務を行っていただき、住民が不公平感を抱くことがないよう積極的な取組をされるよう期待します。以上、監査結果の報告といたします。

○議長（西川良夫君）　ただいま議題となっております議第39号から議第48号までは、先ほど提案理由の説明がありました。上程されております10議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（西川良夫君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（西川良夫君）　お諮りします。ただいま、議題となっております10議案については、会議規則第39条第1項の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託して十分審査をしていただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議第39号から議第48号までの各議案は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（西川良夫君）　以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。議案調査、委員会審査のため9月7日から9月13日までの7日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君）　「異議なし」と認めます。

したがって、9月7日から9月13日までの7日間を休会とすることに決定しました。なお、次回本会議は、9月14日午前10時、本議場において再開いたしますので、御出席をお願いいたします。

本日は、これで散会します。

午前10時31分散会

令和4年第3回藍住町議会定例会会議録（第2日）

令和4年9月14日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

1 番議員	前田 晃良	9 番議員	鳥海 典昭
2 番議員	竹内 君彦	10 番議員	小川 幸英
3 番議員	米本 義博	12 番議員	奥村 晴明
4 番議員	永浜 浩幸	13 番議員	佐野 慶一
5 番議員	宮本 影子	14 番議員	森 志郎
6 番議員	森 伸二	15 番議員	平石 賢治
7 番議員	近藤 祐司	16 番議員	西川 良夫
8 番議員	紙永 芳夫		

2 欠席議員

11 番議員 林 茂

3 議会事務局出席者

議会事務局長 大塚 喜美枝 主幹 島川 紀子

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	奥田 浩志
副町長	吉成 浩二
教育長	青木 秀明
教育次長	齊藤 秀樹
総務企画課長	梯 達司
福祉課長	近藤 政春
健康推進課長	藤原 あけみ
住民課長	大地 亜由美
生活環境課長	橋本 清臣
建設産業課長	長楽 浩司

5 議事日程

議事日程（第2号）

第1 一般質問

1 番議員 前田 晃良

3 番議員 米本 義博

10 番議員 小川 幸英

令和4年藍住町議会第3回定例会会議録

9月14日

午前10時開議

○議長（西川良夫君） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（西川良夫君） 日程第1、「一般質問」を行います。一般質問の通告がありましたのは3名であり、これより既定の順序によりまして一般質問を許可いたします。

また、あらかじめお願いをしておきます。質問時間は1時間となっております。質問者は通告内容に基づき、質問の趣旨を明確にして質問してください。理事者は、質問内容に的確に答弁をするようお願いいたします。

○議長（西川良夫君） それでは、まず初めに1番議員、前田晃良君の一般質問を許可いたします。

前田晃良君。

〔前田晃良君登壇〕

●1番議員（前田晃良君） マスクをはずさせていただきます。議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

まず、国において行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤として推進されている、マイナンバー制度についてお伺いいたします。平成28年1月からマイナンバーカードの交付が開始され、既に6年以上が経過しておりますが、プライバシーの観点などから交付をためらう方が一定程度いることは私も承知しております。しかしながら住民票や印鑑証明書、新型コロナウイルスの接種証明書の取得、健康保険証としての利用、自己の薬剤情報や特定健診情報などの閲覧、公金受取口座の登録などマイナンバーカードの利活用の場面は大きく広がっております。また先日には、河野デジタル大臣から、マイナンバーカードの運転免許証化を積極的に推進するとの発言もあったところであり、今後も利活用の拡大に向けた動きは、さらに進んでいくことが予想されます。

私も実際にマイナンバーカードを取得し利用しておりますが、写真付きの身分証

明書としての活用をはじめ、コンビニエンスストアで戸籍謄本や住民票を取得したり、スマートフォンにワクチン接種証明書を取り込むなど、思った以上に利便性が高いと感じているところでもあります。

去る6月30日からは、マイナポイント第2弾のポイントの申込みが始まりました。キャッシュレス決済の拡大や消費の喚起を図る経済対策と併せて、マイナンバーカードの普及が進められており、国は令和4年度末までに、ほぼ全ての国民にカードを交付することを目指しております。本町においても、こうした国の動きに呼応し、普及・促進に向けた取組を展開していると思いますが、現時点でどの程度、普及が進んでいるのかお伺いたします。

○議長（西川良夫君） 大地住民課長。

〔住民課長 大地亜由美君登壇〕

◎住民課長（大地亜由美君） 前田議員から御質問のありました、本町におけるマイナンバーカードの普及状況について答弁いたします。

マイナンバーカードについては、議員がおっしゃられたように公的機関が発行する写真付きの本人確認書類として利用できるほか、役場閉庁時でもコンビニエンスストアで住民票や印鑑証明、所得証明が取得できるなどのメリットがあります。

また、現在は健康保険証との連携や公金受取口座の登録が進められており、今後ますます利便性の向上が見込まれております。

令和4年8月末現在の全国のマイナンバーカードの交付率は47.4パーセント、徳島県の交付率は44.9パーセント、藍住町の交付率は44.1パーセントとなっており、本町の交付率は県内市町村の中では上から10番目となっております。藍住町の年代別交付率では、8月末現在で、20歳未満が38.3パーセント、20歳から29歳が38.7パーセント、30歳から74歳が45.2パーセント、75歳以上が35.1パーセントとなっており、29歳以下と75歳以上の方々がほかの年代に比べて低い状況となっております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 前田晃良君。

〔前田晃良君登壇〕

●1番議員（前田晃良君） 県内市町村の中では10番目、約44パーセントの交付率ということであり、また、29歳以下と75歳以上の年代の方の交付率が低いということでもあります。まだまだカードの普及を図るために、町民の皆さんにも積極的なPRが必要でないかと思っております。

先ほども申し上げましたが、現在、マイナポイントの第2弾のポイントの申込みが始まっております。最大で2万円分のマイナポイントが付与されることとなっており、物価高にある現在、決して少なくない金額と思います。

町民の皆さんの中には、マイナンバーカードを取得して、もう何年にもなるので、今回は関係ないと思っている方や、新たに小さな子供のカードを取得してもポイントは付かないと思っている方もいらっしゃいます。第2弾のポイント申込みについて少し詳しく説明をいただきたいと思います。

○議長（西川良夫君） 大地住民課長。

〔住民課長 大地亜由美君登壇〕

◎住民課長（大地亜由美君） それではマイナポイント第2弾の詳しい内容について答弁をいたします。マイナポイント付与事業第2弾では、9月末までにマイナンバーカードの交付申請を行った方が対象となり、健康保険証との連携と公金受取口座の登録をすると、キャッシュレス決済サービスで利用できるマイナポイントが、最大で2万円分受け取ることができるというものです。マイナポイント付与事業第1弾の時に既にマイナポイントを受け取っていらっしゃる方でも、今回の健康保険証の連携と公金受取口座の登録により、それぞれ7,500円分、合計で1万5,000円分のポイントを受け取ることができます。

また、15歳未満の未成年の方のマイナポイントにつきましては、法定代理人の方が申込みを行い受け取ることができることとなります。

現在、庁舎1階住民課横におきまして、マイナポイントの手続きのサポートを実施しており、マイナンバーカードの受け取りに来庁された方にもこうした説明を併せて行っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 前田晃良君。

〔前田晃良君登壇〕

●1番議員（前田晃良君） 分かりました。過去にマイナンバーカードを取得した方でも、保険証の利用申込みなどでポイントが付与されるということですし、小さなお子さんでも保護者がポイントを受け取れるということです。町としても、しっかりとマイナンバーカードの普及に取り組んでいただきたいと思います。

最後に、普及、促進に向けてどのように取組を進めており、また今後どう進めていこうとしているのかお伺いいたします。

○議長（西川良夫君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） マイナンバーカードの普及に向けた本町の取組についてお答えをさせていただきます。マイナンバーカードについては、行政のデジタル化の基盤となるツールであり、マイナポイントの付与をはじめ、国や自治体を挙げて普及に向けた各種の取組が進められております。

また、内閣府における令和5年度予算概算要求では、これまでの地方創生推進交付金などの自治体向けの交付金を再編し、デジタル田園都市国家構想交付金が創設されることとされており、この交付金の採択に当たっては自治体のマイナンバーカードの普及状況を評価することも検討されております。

自治体にとっては、マイナンバーカードの普及が財源にも影響しかねない状況となっており、本町においても積極的な普及促進に取り組んでいるところであります。具体的には、これまでの住民課窓口での申請書再発行や申請サポートに加え、社会福祉協議会と連携し民生委員の会合や、高齢者の集まり、子供の検診などに職員が出向き、マイナンバーカードの説明と併せて写真撮影や申請のサポートを実施しております。夏休み明けには町内の保育所、幼稚園、小中学校にリーフレットを配布し、15歳未満の未成年者でも父親や母親などの法定代理人がマイナポイントを受け取ることができる旨を周知するとともに、駐在員の皆様にお願ひし、町内各地域にリーフレットを回覧いたしました。さらには、エーアイテレビや広報あいずみを活用した普及促進も展開しているところであります。加えて、普及への取組を加速、継続させるため、国、県に対し、マイナポイントの付与対象となる9月末までのカード申請期間の延長並びにマイナンバーカードのメリットのさらなる周知、広報を働き掛けているところであります。

今年7月以降、本町のカード申請者数は増加を続けており、今後とも町民の皆様が申請しやすい環境づくりに努め、カードの普及が進むよう取り組んでまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 前田晃良君。

〔前田晃良君登壇〕

●1番議員（前田晃良君） 引き続き積極的な取組をお願いいたします。

次に、地震、風水害などの災害への備えについて質問をいたします。毎年9月1日は防災の日であり、今月は防災月間であります。いつ何どき起こるかもしれない災害を改めて意識する良い機会であります。この期間には、全国的にも災害に備え

るための様々な行事が行われておりますが、本町ではどのような取組を進めているのかお伺いいたします。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） それでは前田議員の防災月間における啓発事業への取組について御答弁させていただきます。国では1923年9月1日に発生した、未曾有の被害をもたらした、関東大震災の教訓を忘れないものとするため、毎年9月1日を防災の日、9月を防災月間と定めており、この期間に広く国民が災害についての認識を深めるとともに、これに対する備えを充実強化することにより、災害の未然防止と被害の軽減に資するための様々な取組が実施されています。本町におきましてもこの機会を捉えまして、防災、減災に資する各種取組を実施することとしています。まず、防災への強化の取組として、今月2日には民間事業者と災害時に使用する仮設トイレなどの資機材を優先的に使用するための災害協定を締結しました。さらに今後、職員参集メール通信訓練、合同庁舎避難訓練を実施する予定としています。

次に、町民の皆様の防災意識を高めていただく取組として合同庁舎1階町民ホールにおきまして、明日、15日から南海地震に備える防災パネル展を実施するとともに、町内の小学生を対象に募集した夏休みの防災自由研究の入選作品の展示を予定しています。このように防災に関する様々な取組により、町全体の防災力の向上が図れるよう努めてまいります。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 前田晃良君。

〔前田晃良君登壇〕

●1番議員（前田晃良君） せっかくの防災月間ですので、積極的に啓発を進めていっていただきたいと思います。今年6月には3年ぶりに町民一斉避難訓練が開催されました。私も参加しましたが、自宅からの避難経路や避難に要する時間、危険箇所を確認しながら実際に指定避難所に移動し、避難所では簡易間仕切りや簡易トイレの使い方などを体験し、大変意義のある訓練が開催されたと考えております。

また、例年であればこうした避難訓練に加え、災害対策車両の展示や心肺蘇生法の体験など、子供からお年寄りまで災害に備える様々な訓練ができる総合防災訓練や、南海地震に備えた津波避難訓練が実施されておりましたが、今年度の予定はどのようなになっているのかお伺いいたします。

○議長（西川良夫君） 吉成副町長。

〔副町長 吉成浩二君登壇〕

◎副町長（吉成浩二君） 前田議員から防災訓練の開催に関して御質問を頂いております。本町には急峻な地形がないことから、土砂災害による危険性がなく、他の自治体と比べて比較的災害の少ない町ではありますが、南海トラフ巨大地震や大雨などによる洪水をはじめ、いざ発災すれば強い揺れや津波、河川の氾濫による甚大な被害が想定されております。このため、いつ起こるか分からない自然災害に備え自らの命は自らが守る自助、地域で助け合う共助による災害対応がそれぞれの地域で育まれるよう、定期的に避難訓練や防災訓練を実施しております。先ほどお話しにもありましたように、今年6月には町民一斉避難訓練を3年ぶりに開催したところ、1,000人を超える参加をいただき、改めて町民の皆様の防災意識の高さを実感したところであります。

議員お話しの防災訓練については、新型コロナウイルス感染症の影響により2年以上、開催はできておりませんが、今年度は総合防災訓練を10月16日、津波避難訓練を11月13日の開催に向けて準備を進めているところであります。総合防災訓練は、小さな子供さんから高齢者の方まで防災に関する体験や訓練を通し、楽しみながら災害への関心を高めていただくため、津波避難訓練は津波浸水想定区域にお住まいの方々に津波の特性を理解いただき、迅速で適切な避難行動につなげるため、それぞれ工夫を凝らしてまいりたいと考えております。こうした訓練を通して災害への備えのさらなる高みを目指すこととしておりますが、開催に当たっては新型コロナウイルス感染症の状況に十分留意する必要があります。今後、県が発出しております、とくしまアラートや今年20日までのBA.5対策強化宣言、町内の新規陽性者数の動向などを判断材料に、最終的な開催の是非を検討してまいります。

○議長（西川良夫君） 前田晃良君。

〔前田晃良君登壇〕

●1番議員（前田晃良君） 楽しみながら防災が学べる。まさに本町が開催している総合防災訓練は、防災をより身近に感じ災害に備える心構えが醸成されるものであると思います。また、津波避難訓練も非常に大事な訓練であります。コロナウイルスの感染状況に留意しながら、開催できるようであれば、ぜひお願いしたいと思います。

最後に、町からの情報発信について要望しておきたいと思います。現在、本町の

ホームページには新型コロナウイルスに関する情報が目立つところであります。現時点の感染状況などを考えると、これは当然のことであろうと思います。しかしながら、先の6月議会で町長から説明がありました、町の施策に関する満足度調査の結果では、満足度について、「わからない」や「無回答」が14パーセントを占めているということでありました。町においては、各課で様々な施策や取組などが行われておりますが、これが町民の皆さんに届いてないのではないかと危惧しています。行政を進める上で政策を理解してもらい、関心を持ってもらうことは何よりも重要です。コロナウイルスの収束を見据えつつ、効果的な情報発信の在り方について、検討を進めていただければと思います。以上で、私の質問を終わります。

○議長（西川良夫君） 小休いたします。

午前10時25分小休

午前10時27分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、3番議員、米本義博君の一般質問を許可いたします。

米本義博君。

〔米本義博君登壇〕

●3番議員（米本義博君） マスクをはずさせていただきます。議長に許可をいただきましたので一般質問を行います。私からは、し尿、浄化槽汚泥の収集運搬業務委託契約に関しましてお伺いいたします。この契約に関しましては先月、住民監査請求が提出されたことが新聞報道されており、住民が町政に関心を持っていただけることは大変嬉しいことですが、疑念や懸念を抱かれていることは残念であり、この新聞記事をもとに何点かお伺いしたいと思います。

初めに、この記事によると、そもそもこの委託契約の始まりは2007年、平成19年4月から徳島市内と板野郡内の計4業者で構成する藍住町衛生協同組合が受託し収集運搬業務を行っているとありますが、まずはどのような経緯で業務を委託することになったのかお伺いいたします。

○議長（西川良夫君） 橋本生活環境課長。

〔生活環境課長 橋本清臣君登壇〕

◎生活環境課長（橋本清臣君） それでは米本議員御質問の、し尿、浄化槽汚泥の収集運搬業務を民間委託した経緯について御答弁させていただきます。

藍住町では、平成18年度当時、行財政改革の一環として事務事業全般について、

民間活力の有効活用を進めており、し尿、浄化槽汚泥の収集業務もその対象となっておりまして。このため、当時の収集運搬業務は町直営で実施してはいましたが、住民サービスを維持しながらコストの削減、効率のよい運営を行うため、民間への業務委託を導入いたしました。委託業者の選定に当たりましては、公募型プロポーザル方式を取り入れ、業者選定審査委員会により提出された事業計画書を十分に審査し、藍住町衛生協同組合に委託を行っております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 米本義博君。

〔米本義博君登壇〕

●3番議員（米本義博君） 行財政改革の一環として委託したとのことで、民間活力を導入し効率的な運営を図り、よりコストの低い体制へと移行、転換したということだと思います。

では、この委託契約後、町民の皆さんが負担する収集運搬の手数料の額は、どうなっているのかお伺いします。

○議長（西川良夫君） 橋本生活環境課長。

〔生活環境課長 橋本清臣君登壇〕

◎生活環境課長（橋本清臣君） 米本議員の御質問の、町民が負担する収集運搬手数料について御答弁させていただきます。本町の収集運搬手数料につきましては、平成16年10月以降、現在まで改定はなく料金体系を維持しております。

し尿くみ取り手数料につきましては、一般家庭では10リッター当たり83円であり、民間委託を検討した平成18年当時の相場調査では10リッター当たり85円程度が平均的な状況でありました。

また、し尿浄化槽汚泥清掃料は10リッターにつき90円であり、平成18年当時の相場調査では10リッター当たり110円前後が平均的な状況でありました。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 米本義博君。

〔米本義博君登壇〕

●3番議員（米本義博君） 分かりました。町民の皆さんが負担する収集運搬手数料は委託契約以降に変更はなく安価な水準にあるということですね。

次に、契約の方法についてお伺いしたいと思います。監査請求では2007年の当初契約時にはプロポーザル方式で業者を選定しているが、その後は随意契約を繰

り返しており違法であるとされています。この契約に関して町の見解をお伺いいたします。

○議長（西川良夫君） 奥田副町長。

〔副町長 奥田浩志君登壇〕

◎副町長（奥田浩志君） 米本議員さんから随意契約についての御質問がございましたので、私のほうから答弁させていただきます。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号では、その性質又は目的が競争入札に適さないものをするときには、随意契約ができることとされております。一般廃棄物の収集、運搬の委託につきましては、廃掃法施行令、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の規定により、受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること、委託料が受託業務を遂行するに足りる額であることなどが要件と定められていることから、本町といたしましては、委託契約の締結に際しては、一定の施設、人員及び財政的基礎を有し、また相当の経験を有していること、そして、委託料が業務を遂行するに足りる額であることを確認いたしまして、確実な履行を確保することが最優先であると考えております。

また、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長からの、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底についての通知においても、廃掃法施行令第4条に規定する委託基準については経済性の確保等の要請ではなく、経済性の確保等の要請ではなく、業務の確実な履行を求める基準であることに留意することとされております。

以上のことから、確実な履行の確保をするために価格の競争性や低廉性を重要な要素とする一般競争入札や指名競争入札の方法ではなく、これらの規定や環境省通知に基づき、確実に業務を実施することができる事業者と随意契約の方法により契約を締結したことは、町の裁量権の範囲内であると、適正であると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 米本義博君。

〔米本義博君登壇〕

●3番議員（米本義博君） よく分かりました。万が一、し尿の収集運搬業務が滞ることになれば、住民生活に大きな支障をきたします。そういうことがないように、廃棄物処理法に沿って契約が行われているということで安心しました。

最後に、随意契約により委託金額の高額化を抑制できなくなったと指摘されておりますが、町としてはこの指摘をどのようにお考えでしょうか。

○議長（西川良夫君） 奥田副町長。

〔副町長 奥田浩志君登壇〕

◎副町長（奥田浩志君） 米本議員さんから、随意契約により委託金額の高額化を抑制できなくなったという御質問がございました。し尿、浄化槽汚泥の収集運搬委託につきましては委託当初の平成19年度は、し尿計画収集量を前年度実績から年間8,400キロリットルとしておりましたけれども、店舗、住宅の増加に伴い、令和4年度では1万1,000キロリットルと増加していることや、人件費や燃料費の上昇傾向にあることを考慮すれば、委託料が相当に増加するのは当然のこととございます。

委託金額の基準については、廃掃法施行令第4条の規定により委託料は受託業務を遂行するに足りる額であることから、従前の年度の委託料金を参考にし1キロリットル当たりの単価で比較いたしまして、委託料が高額でないことを事業計画書の審査時に併せて確認をいたしているところでございます。

ちなみに、1キロリットル当たりの単価につきましては、令和3年度には税抜きでございますけれども7,080円。令和4年度につきましては7,100円と、ほぼ同額となっております。議員御指摘の委託金額の高額化につきましては、ただいま申し上げましたが、店舗、住宅の増加に伴う浄化槽法第10条のし尿計画収集量の増加によるものでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 米本義博君。

〔米本義博君登壇〕

●3番議員（米本義博君） 分かりました。本町は県下で数少ない人口増加が続いている町であることから、し尿、浄化槽汚泥の収集量も年々増える、収集量に比例し委託金額も増加しているが、単価的にはほぼ上がっていないということです。

町としては適正に事務を行っているということであり、私個人といたしましては、何ら問題ないものと受け止めました。今後、監査が進められると思いますが、町としてしっかりと説明をしていただきたいと思います。

これで一般質問を終わります。

○議長（西川良夫君） ここで小休いたします。

午前10時41分小休

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、10番議員、小川幸英君の一般質問を許可いたします。

小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 議長の許可がありましたので一般質問を行います。理事者におかれましては明確な答弁をお願いいたします。

最初に高齢者対策について伺います。2025年に団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になり、その数は800万人です。3年後に高齢者人口が2,200万人に膨れ上がり国民の4分の1が75歳以上になり、超高齢者社会になると言われておりますが、本町の75歳以上の後期高齢者の数と3年後は何人増えるか伺います。

○議長（西川良夫君） 藤原健康推進課長。

〔健康推進課長 藤原あけみ君登壇〕

◎健康推進課長（藤原あけみ君） それでは、75歳以上の後期高齢者の数と3年後は何人増えるかについて答弁させていただきます。2025年には1947年から1949年に生まれた、いわゆる団塊の世代が後期高齢者である75歳以上となります。既に、本年2022年には、団塊の世代の後期への移行が始まっており、本町でも500人以上の方が75歳を迎えることが見込まれます。

まず、御質問の現時点での後期高齢者数についてですが、8月末現在の住民基本台帳人口では4,029人であり、本町総人口3万5,512人に占める比率は11.4パーセントとなっております。

次に、3年後の後期高齢者数についてですが、藍住町第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画においてコーホート変化率法に基づく将来人口推計を行っており、当該推計結果によりますと2025年の後期高齢者数は4,928人、総人口に占める比率は13.8パーセントとなっております。整理いたしますと、本年8月末現在の住民基本台帳人口と2025年の推計値との比較では、後期高齢者数は899人増加し、総人口に占める比率は2.4ポイント上昇するものと見込んでおります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 答弁いただきました。3年後には約900人、2.

4ポイント増えるというようなことでありましたが、それに対して医療や社会保障の増大に対する取組はどのようにするか伺います。

○議長（西川良夫君） 藤原健康推進課長。

〔健康推進課長 藤原あけみ君登壇〕

◎健康推進課長（藤原あけみ君） それでは、医療や社会保障の増大に対する取組について答弁させていただきます。政府は全ての世代で安心を支えていくため、年金、労働、医療、介護、少子化対策など社会保障全般にわたる改革として、全世代型社会保障の構築を目指し様々な取組を行っております。その中には給付は高齢者中心、負担は現役世代中心となっているこれまでの社会保障の構造の見直しも重要であると位置づけられています。これにより制度改正としまして、令和4年10月1日から後期高齢者の医療費の窓口負担割合が変更となります。

現行の制度における医療機関での自己負担割合は、現役並み所得の方が3割、それ以外の一般所得の方が1割となっております。制度改正により10月1日から、現役並み所得の方の自己負担割合は現行と変わらず3割ですが、一般所得の方の中から、一定以上所得のある方が2割、それ以外の一般所得の方が1割となります。令和4年8月時点の数字になりますが、藍住町の後期高齢者全被保険者4,147人のうち、約16パーセントの663人の方が1割負担から2割負担へと変更になる予定のため、新しい保険証の発送準備をしているところでございます。

また、高齢化率の進展に伴い生涯を通じた重症化予防はますます重要になっており、高齢者の疾病予防、重症化予防を実施していくためには、様々な取組を効果的に接続させていくことが必要と考えています。このため、後期高齢者の自立した生活を実現し健康寿命を伸ばすためには、生活習慣病等の重症化を予防する取組と、生活機能の低下を防止する取組の双方を一体的に実施することが重要です。この実施のため法整備が令和2年4月1日にされ、令和6年度までに全ての市町村において一体的な実施を展開することとされています。本町でも、令和5年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組むこととし、実施に向けた準備を進めているところでございます。高齢者の方に自らの健康づくりに取り組む重要性を知っていただくために、地域のかかりつけ医や関係団体、住民の方々の力をお借りしながら庁内各課の連携を円滑に進め実施を目指します。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 医療や社会保障の増大に対する取組を伺いました。様々な施策を検討し実施しているというようなことでありましたが、3年後には間違いなく899人の方が増えるということで、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。また、この中で核家族による独居高齢者の増加で介護する人がいなくなると、そういう方が多くなると思いますが、この介護問題対策はどうするか伺います。

○議長（西川良夫君） 藤原健康推進課長。

〔健康推進課長 藤原あけみ君登壇〕

◎健康推進課長（藤原あけみ君） それでは、介護問題の対策について答弁させていただきます。本町における65歳以上の1号被保険者数は令和4年8月末で8,967人、このうち第1号要支援、要介護認定者は1,530人でございます。参考ですが6月議会でお伝えしました令和4年3月末時点の第1号要支援、要介護認定者は1,517人ございました。要支援、要介護認定者数も高齢化率の進展に伴い増加していくと推計され、介護に対する様々な施策はますます重要になっていくと考えております。介護が抱える課題の一つに、介護者への支援をどのように行うのかがございます。支援を行うためには、要介護者自身の心身状況、家庭環境、住環境、経済環境、近隣住民等他者との関わりなど複数の要因を把握し、対象者はもとより御家族との信頼関係を構築することが必要であり、関係課及び機関との連携が不可欠です。このため、本町では地域の高齢者の様々な困りごとに対応する総合相談窓口である、地域包括支援センターを中心に介護保険室、保健センター、福祉課、社会福祉協議会等が情報共有を図り、個々の状況に応じてケアマネジャー、医療関係者等とも連携しながら対応しているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、高齢者の健康づくりについて伺います。現在行っている介護予防教室、いきいきサロン、いきいき百歳体操、健康エクササイズの参加人数と取組はどうなっているか伺います。

○議長（西川良夫君） 藤原健康推進課長。

〔健康推進課長 藤原あけみ君登壇〕

◎健康推進課長（藤原あけみ君） 介護予防教室、いきいきサロン、いきいき百歳体操、健康エクササイズに参加人数と取組について答弁させていただきます。

まず、介護予防教室の本年8月末時点における延べ参加者数は、全教室の合算で398人となっています。介護予防教室は高齢者の健康増進、保持を目的に、委託により実施しており、地域包括支援センター、介護保険室、受注者が連携を図りながら進めております。本年の状況といたしましては昨年に引き続き多様な高齢者に対応できるよう、現在、テーマの異なる5つの介護予防教室を開催しており、10月に開催を予定しております教室と合わせますと6教室の実施となります。教室の内容といたしましては筋力、バランスの向上を目的とした元気になれる運動教室、膝痛、腰痛を緩和する方法の習得を目的とした膝腰らくらく教室、認知症予防を目的に体操やゲームを取り入れ脳の活性化を図る脳力アップ教室、運動に加えて栄養や口腔に関する総合的な支援を行う、はつらつ元気塾を実施しています。令和3年度から新たに開設いたしました、タブレットを活用し指先でなぞったり書いたりするなどの簡単な操作での脳の活性化を促す、脳若トレーニング教室も好評をいただいています。

また、8月広報で御案内しています、水中運動の特性をいかし身体の負荷を軽減しながら効率的に運動効果を得ることができる、健康水すいエクササイズ教室は10月からの開催を予定しております。

次に、いきいきサロンは、町内老人憩の家等9か所で毎月1回開催しており、ストレッチ体操、フレイルチェック、血圧測定、検尿検査など高齢者の健康増進の維持に関する取組を行っております。参加人数につきましては、毎回人数が変わりますので延べ人数で申し上げますと、令和4年7月末時点では9か所合計で267人となっております。令和3年度実績は延べ参加者数728人となっております。令和4年度の8月、9月は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休止中ですが、10月から再開予定としております。

次に、いきいき百歳体操は、高齢になっても住み慣れた町で元気でいきいきと生活するため、住民の方が主体的に身近な場所に集まり、40分程度のDVDを見ながら椅子に腰かけた状態で行う筋力アップ体操です。登録箇所は12か所であり、実動箇所数は9か所となっております。取組状況といたしましては、事業の効果測定を行うため、定期的に理学療法士を派遣しているほか、徳島県理学療法士会から指導を受けたフレイルサポーターによる活動支援を行っております。さらに令和4年度

からは管理栄養士を年1回派遣し、フレイル予防支援を実施することとしております。令和3年度の延べ参加者数は2,347人となっております。

なお、新型コロナウイルス感染症に伴う外出自粛に起因する生活不活発病予防のため、自宅でも体操が行えるようエーアイテレビでいきいき百歳体操や、阿波踊り体操を放映しているほか町広報紙、藍メール、町ホームページで普及啓発を行っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） いきいき百歳体操、エーアイテレビでも放送して高齢者の方、今コロナ禍でなかなか出て行けないというふうな状況ですので、しっかりとPRをしていただきたいと思います。

次に、町健康ウォーキング事業、ゆめわくわく歩イント事業の参加人数は何人か伺います。

○議長（西川良夫君） 藤原健康推進課長。

〔健康推進課長 藤原あけみ君登壇〕

◎健康推進課長（藤原あけみ君） 町健康ウォーキングポイント事業、ゆめわくわく歩イント事業の参加人数について答弁させていただきます。開会日に町長からも報告いたしました。本事業は新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、令和2年度から休止としておりましたが、本年7月15日から開催しており8月末現在で448人の方に登録していただいております。1日当たりの利用者数の集計を行うとすると、実施場所であるゆめタウン様の負担が大きくなるため集計は行っておりませんが、商品券の交換枚数は7月が43枚、8月が85枚、合計128枚となっております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、高齢者の生活支援について現状はどのように支援しているか伺います。

○議長（西川良夫君） 近藤福祉課長。

〔福祉課長 近藤政春君登壇〕

◎福祉課長（近藤政春君） 御質問の高齢者の生活支援について答弁をさせていただきます。高齢者が住み慣れた地域社会の中で引き続き生活をしていくことを支援

するため、本町では介護予防事業や地域の支え合い事業、一人暮らしの高齢者への軽度生活援助や生きがいデイサービス事業などを実施し、高齢者の需要や生活実態に基づいた在宅サービスの提供に努めてまいりました。平成12年に介護保険法が施行となり、生活支援の形が制度化されることで、高齢者を取り巻く環境は変化し必要とされる施策も変わってきました。こうした中、本町では社会福祉協議会による会食会や老人会等による生きがいづくり、緊急時に迅速かつ適切な対応を図るための緊急通報装置設置事業など、町独自のサービスを提供しています。加えて現在、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、高齢者の生活を支援するため、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した商品券事業として、高齢者世帯を含む町内全ての世帯に1万5,000円分の商品券を1万円で購入できる、お得～ポン事業とともに、65歳以上の高齢者、約9,000人を対象に3,000円分の商品券を支給する、シニアライフ応援事業を実施しています。さらに、昨年从高齢者に対する手当等の支給対象の拡充及び支給内容の改定による生活意欲の向上と地域活性化を目的として3,000円分の商品券、敬老祝い券を75歳以上の高齢者へ支給しております。

また、独居の高齢者については、見守り支援として、民生委員が月に1回程度の訪問を実施しており安否確認や相談等に応じています。

今後とも、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう関係機関と協力しながら、保健福祉の向上につなげてまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 再問します。答弁がありましたが、65歳以上の高齢者に対して商品券を3,000円お届けするシニアライフ事業、大体9,000人対象ということでありましたが、8月下旬に発送を済ましているとのことでしたが、まだ届いていない方がたくさんおまして、どうなっているか伺います。

○議長（西川良夫君） 近藤福祉課長。

〔福祉課長 近藤政春君起立〕

◎福祉課長（近藤政春君） 商品券の発送につきましては、8月下旬から郵便局を通じて発送をしております。ただ、65歳以上、約9,000人おいでますので、まだ、順次、届けるようにはしておりますが、なかなか届いていないところではあ

ります。ただ、9月20日ぐらいまでには、お届けできるような、なっておると聞いておりますので御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） シニアライフ応援事業、やはりいろいろ高齢者の方も心配している方が、届いていないということでおりますので、早急に送っていただきたいと思います。

次に、新型コロナウイルスについて伺います。8月末には県内の感染が初の3,000人を超え、累計は県民の1割が感染する事態となり、患者が殺到し医療が逼迫、自宅療養者が1万5,000人超となりました。今現在は感染者数が100人を切り小康状態となりましたが、まだまだ油断のできない状況です。政府が物価高対策や新型コロナウイルス禍で苦しむ家庭への支援策として、住民税非課税所帯に5万円給付を検討しております。本町においても町民の方は物価の高騰により非常に生活に苦勞している方が多いと思いますが、コロナ臨時特別給付金を活用し住民税均等割のみ課税所帯に独自支援金を支給する考えはないか伺います。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） それでは小川議員のコロナ臨時特別給付金として住民税均等割のみ課税所帯へ独自支援金を支給する考えは、について御答弁させていただきます。

まず、国の施策で現在実施中のコロナ臨時特別給付金においては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し速やかに生活、暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円の臨時特別給付金を支給しています。8月末時点において約3,600世帯の給付が完了し、引き続き申請を受け付けしているところであります。この給付に加え新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減少があった世帯の資金需要に対応するため、緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付が行われているとともに、既に特例貸付を利用できない世帯に対しては、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金が創設されています。

また、町独自の経済支援策として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、コロナ禍における原油価格物価高騰対応分を利用し、18歳以下の子供に

対して商品券3,000円をお届けする、すこやか子育て応援事業、65歳以上の高齢者に対して商品券3,000円をお届けする、シニアライフ応援事業を実施しています。

さらには、1世帯に1セット、1万5,000円分の商品券を1万円で購入いただく、お得～ポン事業の販売を開始しているところであり、広く住民の生活支援に努めているところでもあります。このほかにも、国において各種の支援等が講じられており、現在のところ議員提案の住民税均等割のみ課税世帯に対しての独自支援金給付は考えておりません。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 再問します。考えていないというような答弁がありました。特例貸付等があるということですが、これ借りたらお金払わないかんで生活は非常に、払うお金もないという方がたくさんおります。また、他町ではごみ袋50枚、全町民に配布とか、また1万円、全町民に配るとか、いろいろと市町で取組がされています。先ほどの住民税均等割のみ課税世帯は本町で何軒あるか、数だけ教えてください。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君起立〕

◎総務企画課長（梯達司君） それでは、再問に御答弁させていただきます。住民税均等割のみの課税世帯につきましては令和4年度課税におきまして869世帯となっております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、幼稚園、小中学校での再拡大を防ぐ対策と取組について伺います。現在、主流となっているオミクロン株はデルタ株などと異なり子供の間で感染が拡大し、その後、家庭などで広がっていることが多いと聞きますが、夏休みも終わり学校に行くことによって子供同士の接触機会が多くなります。また、運動会等の秋の行事も行われると思うが、コロナウイルス対策としてどのように取り組んでいるか伺います。

○議長（西川良夫君） 齊藤教育次長。

〔教育次長 齊藤秀樹君登壇〕

◎教育次長（齊藤秀樹君） 幼稚園、小中学校での新型コロナウイルス感染症の再拡大を防ぐ対策と取組についてお答えいたします。夏休みに入り全国的に感染者が急増する中、とりわけ徳島県、そして本町においては、お盆明けから幼稚園、小中学校の児童生徒、また教職員においても家庭内感染や各種活動により激増し、8月15日以降のわずか半月間で、4月から7月の4か月間とほぼ同数の感染者数の報告がありました。この状況を踏まえ、家庭から学校へのウイルス持込みを防止するため、新学期前に全保護者に対しこれまで以上の基本的な感染防止対策の徹底と、健康観察の継続、体調不良の場合は登校を控えることなどを各学校からメールで呼び掛けました。

また、新学期初日には教育委員会から文書を発出し、改めて対策の徹底を呼び掛けるとともに、新たな学級閉鎖等の考えをお示しました。残念ながら、新学期初日は、幼小中の陽性者、濃厚接触者を合わせて209人の欠席という厳しいスタートとなりました。現在は50人程度に減少しておりますが、再拡大防止を念頭に感染経路等を日々、注意深く見守っているところです。

なお、各幼稚園、学校においては、毎日の健康観察、消毒液の設置拡充による手指消毒の徹底及び共有部分の消毒の励行、パーティションの適切な利用、給食の黙食など基本的対策の徹底を緊張感を持って継続しています。特に、感染拡大を効果的に抑えるため、オミクロン株の特徴であるエアロゾル感染の対策の重要性を踏まえ、空調の影響を考慮した常時換気、定期的かつ2方向を開口した換気など効率的な換気を実践しています。

このほか、トイレ個室の消毒液設置、オンラインによる朝会、ポスターの作成と掲示による児童への指導、ほけんだより感染症特別号の配布による保護者への啓発を通じた家庭内予防行動の奨励、学級の感染状況を見極め工夫した学習活動、そして、部活動の移動及び参加の制限など、各幼稚園、小中学校でそれぞれの実情に応じた的確に対応しています。

教育委員会としても、有効な情報の収集と適時発信に努めながら、教育現場との連携を深め、引き続き適切に取り組んでまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 御答弁いただきました。

○議長（西川良夫君） 小川議員。質問席へ。

●10番議員（小川幸英君） 再問。再問。

○議長（西川良夫君） 質問席へ。

●10番議員（小川幸英君） 再問。再問って、向こう。

〔事務局職員、質問者控席を指し示し、小川幸英君、質問者席から
質問者控席へ戻る〕

●10番議員（小川幸英君） 答弁いただきましたので、再問いたします。担当部局においてはクラスターが起こらないように日々、取り組んでいるというふうなことであります。本当に苦勞とは思いますがこのまま続けていただきたいと思ひます。また、先ほど聞きました運動会等についてはどのようにするのか、高齢者のおじいさん、おばあさんの中には本当に運動会に行きたいという方、ここ過去二、三年は制限されていると思ひますがどのようにするのか伺ひます。

○議長（西川良夫君） 齊藤教育次長。

〔教育次長 齊藤秀樹君起立〕

◎教育次長（齊藤秀樹君） 再問についてお答えいたします。今は減少傾向にありますが、その時々状況に応じまして適切な判断を下していきたいというふうにご考へております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、台風豪雨など自然災害対策について伺ひます。大型で強い台風11号は5日、長崎県五島市の西、約21キロを時速30キロで北東に進み、中心気圧が950ヘクトパスカル、中心付近の最大風速40メートル、最大瞬間風速は60メートルと大型台風であった。幸いにも徳島県、直撃は免れ、被害も少なかったと思われませんが、このようにいつ来るか分からない災害対策はどのようにしているか伺ひます。

○議長（西川良夫君） 順番どおりいてないな。

●10番議員（小川幸英君） 1つ飛ばしましたので訂正します。

次に、防災対策について伺ひます。南海トラフ巨大地震の危険が高まった時に出る臨時情報のことを知らない人が多いがもっと啓発すべきと思ひます。啓発をどのように取り組んでいくか伺ひます。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） それでは、小川議員の南海トラフ地震臨時情報について御答弁させていただきます。南海トラフ地震は概ね100から150年間隔で繰り返し発生しており、前回の南海トラフ地震が発生してから70年以上が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まってきており、今後30年以内に発生する確率は70パーセントから80パーセントとなっています。南海トラフ地震臨時情報とは、南海トラフ地震発生の可能性の高まりについて広く知らせるもので、想定震源域内で大規模地震や地殻変動など異常な現象が観測された場合に気象庁より発表される情報であります。例えば、南海トラフ沿いの東側で地震が発生し、西側でも地震が続発する、いわゆる後発地震の可能性が高まった場合などとなっており、南海トラフ地震臨時情報が発表される異常な現象は大きく3つのケースがあります。1つ目は南海トラフの想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震発生の可能性が高まったと評価された場合の半割れのケース。2つ目は南海トラフ沿いで大規模地震に比べ一回り小さいマグニチュード7.0から8.0未満の地震が発生した場合の一部割れのケース。3つ目は短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合となります。このような南海トラフでの異常な現象が確認された場合、直ちに気象庁が南海トラフ地震臨時情報、調査中を発表します。その後、国の南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会により、地震で起こった現象を評価し、巨大地震注意、巨大地震警戒、調査終了のいずれかの臨時情報が発表されることとなります。巨大地震注意が発表された場合、1週間は日頃からの備えを再確認することとされています。巨大地震警戒が発表された場合、1週間は地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者の方は避難し、それ以外の方は個々の状況に応じて自主的に避難するなどの防災対応を実施することとし、その後1週間は日頃からの備えを再確認するとされています。巨大地震注意の発表後1週間以降や、巨大地震警戒の発表後2週間以降、調査終了発表後は大規模地震の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行うこととされています。

なお、本町ではこの臨時情報に伴う事前避難対象地域はありませんので、地域よっての対応の違いはございません。このように、臨時情報はできるだけ普段の生活を送りながら地震を警戒する仕組みでありますので、町民の皆様には事前にしっ

かりと理解をしていただき、いざ発表された際には落ち着いて対応をとっていただくことが肝要であると考えています。本年4月に配布いたしました総合防災ハザードマップにおいても、臨時情報についての解説を掲載するなど周知に努めているところであり、引き続き様々な方法で周知してまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） この臨時情報について様々なことで啓発していくということでありましたのでお願いしておきます。

次に、台風豪雨など自然災害対策について伺います。大型で強い台風11号は5日、長崎県五島市の西、約21キロを時速30キロで北東に進んだが、中心気圧が950ヘクトパスカル、中心気圧の最大風速40メートル、最大瞬間風速は60メートルと超大型台風であった。幸いにも徳島県は直撃は免れ被害も少なかったが、このようにいつくるか分からない災害対策はどのようにしているか伺います。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） 小川議員の台風、豪雨などの自然災害対策について御答弁させていただきます。本町は吉野川と旧吉野川に囲まれた地域であり、台風や大雨による河川の増水や越水、堤防の決壊などによる洪水災害が想定されています。町内で洪水災害の危険度が高まると、町民の皆様には避難を促すために警戒レベルを用いた避難情報を発令することとしています。洪水災害の避難は立退き避難、つまり自宅などから避難所や安全な場所にある知人宅等へ移動することが基本であるため、早め早めの避難行動が重要となります。まずは洪水災害が発生する恐れがある状況となった段階で警戒レベル3、高齢者等避難を発令し避難所を順次開設します。避難に時間を要する高齢者や障害者の方などは、この時点で避難していただくこととなります。さらに状況が悪化し災害が発生する恐れが高い状況となった段階で警戒レベル4、避難指示を発令し全ての避難所を開設します。町民の皆様には、この時点で全員避難をしていただくこととなります。その後、町内で災害が発生したり、切迫している状況となった段階で警戒レベル5、緊急安全確保を発令しその場でより安全な場所へ移動し命を守る行動を取っていただきます。警戒レベル4、避難指示までに避難ができなかった場合は、立退き避難をすることがかえって危険

となりますので、自宅等でより高い場所へ移動するなどの対応をしていただくこととなります。警戒レベル5、緊急安全確保は必ず発令されるものではありませんので、町民の皆様には警戒レベル4、避難指示までに必ず安全な場所へ避難していただきたいと考えています。

なお、警戒レベル3、高齢者等避難や警戒レベル4、避難指示を発令する際は、災害が発生する前までに避難所などへ安全に移動できる時間を考慮していますので、その時点で速やかに避難行動をしていただきたいと思いますと考えております。

次に、職員の災害対応についてでございますが、災害対策基本法に基づき策定しております、藍住町地域防災計画に発災時や事前に実施すべき災害対策や役割分担などを定めており、災害の規模や状況の推移により6段階に分けてそれぞれの職員が対応方法を定めております。大雨、洪水、暴風警報のいずれかの警報が発表される可能性が高いとき又は発表された時には、準備体制第1とし危機管理担当職員4名が対応に当たります。大雨、洪水、暴風警報のいずれかの警報が発表され、今後の状況推移に注意を要し警戒体制発令の可能性があるときには、準備体制第2とし職員39名が対応に当たります。大雨、洪水、暴風警報のいずれかの警報が発表され警戒を必要とするときには、警戒体制第1とし職員87名が対応に当たります。災害の規模が大きく災害対策本部の設置が予想されているときには、警戒体制第2とし職員153名が対応に当たります。災害対策本部が設置されたときや台風の接近に伴い暴風圏に入ることが確実とされ、本町への影響が大きいと予想されるときには、非常体制第1とし職員185名が対応に当たります。特別警報が発せられたときや被害が相当数発生したとき又は発生する可能性が大きいときには、非常体制第2とし全職員が対応に当たります。この体制は職員の勤務時間の内外を問わず、所定の業務に従事するものとしており、勤務時間外に体制を発令する場合には、職員招集メールにより発令し30分以内に参集することとしております。被害を最小限に止めるためには、刻一刻と変化する状況に対応できるよう迅速で的確な対応が必要であり、普段から訓練や研修を実施し体制の強化に努めてまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 再問します。レベル4で町民全員避難ということですが、これは常日頃から啓発してなかったら、なかなか災害時においてもこ

ういうことができないと思いますが、この啓発についてはどのようにしておりますか。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君起立〕

◎総務企画課長（梯達司君） 先にお配りしましたハザードマップとか、または防災訓練などを通じまして啓発してまいりたいと考えております。それと防災あいずみを発行しておりますので、その中でもまた、啓発してまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 常日頃からやはり、防災マップに書いてあるでは、なかなか見ない人もたくさんおりますので啓発に努めていただきたいと思います。

最後に、豪雨や津波等で吉野川や旧吉野川が決壊しないような対策ができていますか、またしたときにどういう取組をしているか伺います。

○議長（西川良夫君） 長楽建設産業課長。

〔建設産業課長 長楽浩司君登壇〕

◎建設産業課長（長楽浩司君） それでは、小川議員の一般質問、吉野川の決壊対策について御答弁させていただきます。現在、国土交通省徳島河川国道事務所では、洪水時に堤防が崩れたり、洪水によって堤防を越えたりするなどのおそれがある箇所について、重要水防箇所評定基準に基づき見回りや点検を実施しております。そして、調査の実施、工事の進捗等を必要に応じて反映するとともに、適切に精査、変更を実施しておるところでございます。洪水にて堤防から水があふれ出ることを、溢水又は越水といいます。また、堤防が洗堀されたり漏水や浸食などが原因で堤防が崩れることを破堤といいます。堤防や堤防下に土質の弱いところがあると、川の水位が上がった際に、堤防の川の裏側で水が吹き出すことがあります。この現象を堤体漏水といいます。堤防の基礎地盤を通じて河川の水が堤内地に浸出する現象を基礎地盤漏水といいます。藍住町内には吉野川における重要水防箇所のほとんどが、堤体漏水若しくは基礎地盤漏水となっており、危険箇所の早期発見を行うことが重要となってまいります。そのような中、吉野川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会が平成28年度に設置され、国及び徳島県管理区間で大規模氾濫が発生することを前提に河川管理者である国土交通省、徳島県、下流域の関係市町が連携して、

減災のための目的を共有し堤防の決壊等に伴う浸水被害の軽減に資する取組を推進するための協議、情報共有を行っているところでございます。

また、国土交通省徳島河川国道事務所にて推進しております、吉野川流域治水プロジェクトにおける課題や藍住町としての要望等の確認がなされているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 最近テレビで吉野川の堤防、2か所ぐらい弱いところがあるというようなことを報道されていまして。消防団員の人に聞くと、泡がでたり、ほうしたことがあるというようなことでありますので、それは国に対するお願いとして各課のほうから、どうぞお願いしていただきたいと思います。これで一般質問を終わります。

○議長（西川良夫君） 以上で、通告のありました3名の一般質問は終わりましたので、これで一般質問を終了いたします。

お諮りします。議案調査のため9月15日から9月20日までの6日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。したがって、9月15日から9月20日までの6日間を休会とすることに決定しました。

なお、次回本会議は、9月21日、午前10時、本議場において再開しますので、御出席をお願いいたします。

本日は、これで散会いたします。

午前11時36分散会

令和4年第3回藍住町議会定例会会議録（第3日）

令和4年9月21日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

1 番議員	前田 晃良	9 番議員	鳥海 典昭
2 番議員	竹内 君彦	10 番議員	小川 幸英
3 番議員	米本 義博	11 番議員	林 茂
4 番議員	永浜 浩幸	12 番議員	奥村 晴明
5 番議員	宮本 影子	13 番議員	佐野 慶一
6 番議員	森 伸二	14 番議員	森 志郎
7 番議員	近藤 祐司	15 番議員	平石 賢治
8 番議員	紙永 芳夫	16 番議員	西川 良夫

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 大塚 喜美枝 主幹 島川 紀子

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	奥田 浩志
副町長	吉成 浩二
教育長	青木 秀明
教育次長	齊藤 秀樹
会計管理者	谷渕 弘子
総務企画課長	梯 達司
福祉課長	近藤 政春
税務課長	小川 哲央
健康推進課長	藤原 あけみ
社会教育課長	近藤 孝公
住民課長	大地 亜由美
生活環境課長	橋本 清臣
建設産業課長	長楽 浩司
上下水道課長	増原 浩幸

5 議事日程

(1) 議事日程 (第3号)

- | | | |
|-----|---|--------------------------------------|
| 第1 | 議第39号 | 令和3年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 第2 | 議第40号 | 令和3年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)歳入歳出決算の認定について |
| 第3 | 議第41号 | 令和3年度藍住町特別会計(介護保険事業)歳入歳出決算の認定について |
| 第4 | 議第42号 | 令和3年度藍住町特別会計(介護サービス事業)歳入歳出決算の認定について |
| 第5 | 議第43号 | 令和3年度藍住町特別会計(後期高齢者医療事業)歳入歳出決算の認定について |
| 第6 | 議第44号 | 令和3年度藍住町水道事業会計利益の処分及び歳入歳出決算の認定について |
| 第7 | 議第45号 | 令和3年度藍住町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について |
| 第8 | 議第46号 | 令和4年度藍住町一般会計補正予算について |
| 第9 | 議第47号 | 令和4年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)補正予算について |
| 第10 | 議第48号 | 藍住町の職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 第11 | 議第49号 | 藍住町教育委員会委員任命の同意について |
| 第12 | 議第50号 | 固定資産評価審査委員会委員選任の同意について |
| 第13 | 諮問第1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 第14 | 議会運営委員会及び各委員会における所管事務等に関する閉会中の継続調査申出書について | |

(2) 議事日程 (第3号の追加1)

- | | | |
|----|--------|------------------|
| 第1 | 発議第11号 | 藍住町議会基本条例の制定について |
|----|--------|------------------|

令和4年藍住町議会第3回定例会会議録

9月21日

午前10時1分開議

○議長（西川良夫君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（西川良夫君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。監査委員から毎月実施した例月出納検査の結果について、議長あて報告書が提出されておりますので、御報告いたしておきます。

次に、教育委員会から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」が議長あて提出されておりますので、御報告いたしておきます。

○議長（西川良夫君） これより、日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（西川良夫君） 日程第1、議第39号「令和3年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第10、議第48号「藍住町の職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」までの10議案を一括議題といたします。

本案については、所管の常任委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。

初めに、前田厚生常任委員会委員長から報告を求めます。

前田晃良君。

〔厚生常任委員会委員長 前田晃良君登壇〕

●1番議員（前田晃良君） 議長から委員長報告を求められましたので、ただいまから、厚生常任委員会に付託された6議案に対する審査の概要を御報告いたします。本委員会は、9月7日に開催し、高橋町長ほか関係職員出席のもと、付託された6議案について関係理事者に補足説明を求め、審査を行いました。委員からの主な質疑の内容及び意見については、次のとおりであります。

議第40号「藍住町特別会計（国民健康保険事業）歳入歳出決算報告書」の中で、国民健康保険税に多額の不能欠損額、収入未済額が出ているがこの原因は何か、また、これに対する徴収対策は取っているのかとの質問があり、不能欠損額につい

ては、納税義務が消滅したものについて欠損処分している。納税義務が消滅した事由については、滞納処分執行の停止を3年間継続したものが4万2,900円、時効の完成によるものが794万2,485円、滞納処分の執行停止をした上で徴収することができない即時消滅によるものが14万3,761円あり、合計812万9,146円の不能欠損額となっており、調定額から収入済額を差し引き、不能欠損額を差し引いた残りが収入未済額となっているとの説明がありました。

また、徴収対策として、年3回の定期催告を発付するのに加えて、東部県税局との合同で共同催告を年2回、加えて徳島滞納整理機構への移管予告の催告書を年1回行っており、徴収が困難な事案については、徳島滞納整理機構へ移管し滞納整理を図っており、徳島県と合同で搜索、公売等を行う相互併任事業などの取組を行っているとの説明でありました。

令和3年度における主要な施策の成果に関する説明書のうち、高齢者移動支援事業、おでかけタクシーチケット交付事業から、タクシーチケットの利用状況について1,500人を対象に行い、64パーセントの回答率があり、利用率が22.7パーセントとなっているが、もう少し利用している方がいてもいいのではないかと思うが、アンケート調査についてどのような内容だったのかとの質問があり、先の3月議会でも説明したが、当時のタクシーチケットにおいては、1乗車、1回、1枚しか使用できないということ、またタクシー事業者が1社しかないという回答がアンケート調査の内容であった。今年度においてはその点を改善し、チケット制ではなくクーポン券形式に変更したとの説明でありました。

議第41号、藍住町特別会計（介護保険事業）歳入歳出決算報告書から、介護保険料について、収入未済額が720万1,640円となっているが、徴収方法はどのようなのかとの質問があり、年金から天引きをする方法の年金特徴を主に行い、年金天引きに該当しない方は普通徴収という形で、納付書による納付または口座引き落としによる納付をしていただいております、納付書の分で未納になっているとの説明でありました。

審査の結果、付託された6議案については、全会一致でいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、9月7日に開催されました厚生常任委員会における付託議案に対する審査の結果であります。令和4年9月21日、厚生常任委員会委員長、前田晃良。

○議長（西川良夫君） 次に、米本建設産業常任委員会委員長から報告を求めます。

米本義博君。

〔建設産業常任委員会委員長 米本義博君登壇〕

● 3 番議員（米本義博君） 議長から委員長報告を求められましたので、ただいまから建設産業常任委員会に付託された 3 議案に対する審査の概要を御報告いたします。本委員会は 9 月 8 日に開催し、高橋町長ほか関係職員出席のもと付託された 3 議案について関係理事者に補足説明を求め審査を行いました。委員からの主な質疑の内容及び意見については次のとおりであります。

議第 3 9 号、令和 3 年度における主要な施策の成果に関する説明書のうち、一般排水路改良事業について、今後も排水路の新設や改修工事を行っていく予定かとの質問があり、局部的な改良によって長雨のときなどにスムーズに水が流れるよう、工事を実施しているとの説明がありました。

また、農業振興事業の中で、新作物研究会が作っている作物について、ニンジンに代わる作物はできたのかとの質問があり、現在、愛住ねぎを作っているとの説明がありました。

議第 4 4 号「令和 3 年度藍住町水道事業会計利益の処分及び歳入歳出決算の認定について」のうち、流動資産の過年度使用料が 1, 1 6 5 万 1, 7 9 7 円、3 年度が 4 5 0 万 3, 6 4 0 円。この差はどういう意味か。また、その他未収金は来年の 5 月までに集金できるのかという質問に対し、3 年度の方は水道料金の現年度分を指しており、過年度未収金については過年度分の金額となっている。決算書は 3 月 3 1 日現在の決算になるので、入金は 4 月以降も順次、入ってきている。その他の 2, 8 4 6 万 6, 0 0 3 円については、水道事業会計は消費税の申告が必要で、消費税の払い過ぎ分を 6 月以降に税務署から還付される数字が記載されているとの説明がありました。

また、3 年度の未収金の期末は 3 月 3 1 日にあるため、3 年度分の使用料は順次、遅れて入ってくるとの説明がありました。

その他、委員から道路の舗装、改良工事について意見がありました。

審査の結果、付託された 3 議案については、全会一致でいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、9 月 8 日に開催されました建設産業常任委員会における付託議案に対する審査の結果であります。令和 4 年 9 月 2 1 日、建設産業常任委員会委員長、米本義博。

○議長（西川良夫君） 次に、森総務文教常任委員会委員長から報告を求めます。
森伸二君。

〔総務文教常任委員会委員長 森伸二君登壇〕

●6番議員（森伸二君） 議長から委員長報告を求められましたので、ただいまから、総務文教常任委員会に付託された3議案に対する審査の概要を御報告いたします。本委員会は、9月9日に開催し、高橋町長ほか関係職員の出席のもと、付託された3議案について関係理事者に補足説明を求め審査を行いました。委員からの主な質疑の内容及び意見については次のとおりであります。

議第39号、令和3年度藍住町一般会計歳入歳出決算報告書の歳入、町税のうち、町民税法人滞納繰越分について、行方不明や倒産などの事情があって納税されていないということなのかとの質問があり、従前から滞納がある法人で、加えて直近の申告書もないというような状況の法人が十五、六件あり実態調査を行っていた。その結果、法人の登記簿が閉鎖されていた6法人は今年度に滞納処分の執行を停止し、納税義務の即時消滅を図った。残りの未整理の法人については、引き続き実態調査等を行い、その結果によって滞納整理を進めていくとの説明がありました。軽自動車税について、収入未済額が多額になっているのはなぜか、督促状などは出していないのかとの質問があり、滞納の中には車体を処分している場合もあると思われる。滞納整理については、年間を通じて催告書を送付しており、実態調査や財産調査も行っているとの説明がありました。

議第46号、令和4年度藍住町一般会計補正予算の財産管理費のうち、庁舎空調機更新に係る工事請負費について、どのような内容かとの質問があり、庁舎全体の温度管理をしているエアーハンドリングユニットという空調機が設置から25年以上経過しており、業者による点検の結果、機器の更新が適当であるとの判断で補正予算に計上しているとの説明がありました。

広報あいずみにスポーツに関する表彰等の記事を掲載できないかとの質問があり、スポーツ表彰等の記事が、住民への周知に必要な情報の圧迫をするおそれがあるため、広報リニューアル計画に基づき掲載していない。問合せがあった場合は、ネットワークあいを案内しているとの説明がありました。

地域交流環境整備事業のバーベキューパーク設計業務委託料について、場所は江ノ口の橋の下と聞いていたが、桜つつみ公園に変更になった理由はとの質問があり、町長の公約が出てから1年弱であり、江ノ口で計画があったことは把握していない

との説明がありました。

また、要綱や付近の住民への説明会は考えているのかとの質問があり、まだ白紙の状態これから進めていくところである。ある程度計画ができた段階で議会へお示しし、それから地元の説明会をしていきたいとの説明がありました。

学校教育施設維持管理費について、学校や公的機関のトイレの改修工事の進捗状況について質問があり、本年度、両中学校の洋式化、乾式化及び自動水栓化は完了予定であり、体育センター等については完了しているとの説明がありました。

主権者教育事業について、10月31日に開催される中学生議会はどのような形で実施されるのかとの質問があり、両中学校を代表して生徒会役員が議員になり、議場で一般質問と同じような形式で行うことにしているとの説明がありました。

また、参加しない中学生への主権者教育はどのように進めるのかとの質問があり、代表の子供が広く全体の子供から意見を募り、それを中心に質問や要望を行う。さらに、エーアイテレビで録画して町民全体の投票意欲を高めるとともに、校内でも活用し、全体の子供に主権者意識を高めていくような活動をする予定にしているとの説明がありました。

なお、傍聴については両中学校の生徒会役員の人数が多く、議員席に座れない子供たちは傍聴席で、傍聴を希望する議員は別室で傍聴していただくことも考えているとの説明がありました。

図書館費のうち空調機器全面改修に係る工事請負費について、一定期間閉館するのかとの質問があり、一部使用できないところは出てくると思うが、全面的な休館は避けたいとの説明がありました。

町民体育館の照明について、現在の水銀灯からLEDに変更する予定はあるのかとの質問があり、水銀灯が購入できなくなることに伴い、LED化に向けて検討を進めているとの説明がありました。

また、LED化するための工事費はいくらぐらいかかるのかとの質問があり、アリーナ部分のみで1,200万円強、必要になるとの説明がありました。

委員からは、町民体育館は災害時の避難場所にもなっており、早めに交換を検討してほしいとの意見がありました。

GIGAスクールについて、タブレット端末は持ち帰れるようになったのかとの質問があり、最近、教科書で学習している内容と一致する問題集のソフトをタブレットに導入したことで、学校から相互に通信をしなくても持ち帰る意味が生まれて

きた。今なおまだコロナの感染も多いため、そういったことにも対応できるように少しずつ進めているとの説明がありました。

その他、委員から職員の防災士資格の取得推進について意見がありました。

審査の結果、付託された3議案については、全会一致でいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、9月9日に開催されました総務文教常任委員会における付託議案に対する審査の結果であります。令和4年9月21日、総務文教常任委員会委員長、森伸二。

○議長（西川良夫君） ただいまの報告のとおり、各常任委員会に付託されました議案は、慎重に審査され、全議案承認との報告がなされておりますが、これより、会議規則第43条の規定により、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。御質疑のある方は御発議をお願いします。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（西川良夫君） 質疑なしと認めます。

ただいま、議題となっております議第39号から議第48号までの10議案については、各常任委員会において十分審議を尽くされたことと思いますので、討論を省略し、直ちに原案のとおり議決したいと思います。

これに御異議ありませんか。お諮りいたします。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。したがって、議第39号「令和3年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、議第48号「藍住町の職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」までの10議案については、原案のとおり可決されました。

○議長（西川良夫君） 日程第11、議第49号「藍住町教育委員会委員任命の同意について」を議題とします。本案については、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） ただいま議長から提案理由の説明を求められましたので、議第49号「藍住町教育委員会委員任命の同意について」説明申し上げます。

氏名、安芸隼。任命年月日、令和4年10月1日でございます。以上よろしく御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西川良夫君） 議第49号につきましては、ただいま町長から説明がありましたように、本案は人事に関する案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに原案のとおり議決したいと思います。

これに御異議ありませんか。お諮りいたします。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議第49号「藍住町教育委員会委員任命の同意について」は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（西川良夫君） 日程第12、議第50号「固定資産評価審査委員会委員選任の同意について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） ただいま議長から提案理由の説明を求められましたので、議第50号「固定資産評価審査委員会委員選任の同意について」説明を申し上げます。

氏名、久次米貞美。選任年月日、令和4年10月12日。以上よろしく御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西川良夫君） 議第50号につきましては、ただいま町長から説明がありましたように、本案は人事に関する案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに原案のとおり議決したいと思います。

これに御異議ありませんか。お諮りいたします。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議第50号「固定資産評価審査委員会委員選任の同意について」は、原案のとおり同意することに決定しました。

議事の都合により、小休します。

午前10時23分小休

〔事務局職員、議事日程・議案配布〕

午前10時25分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま米本義博君ほか14人から、発議第11号「藍住町議会基本条例の制定について」が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として、議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第11号「藍住町議会基本条例の制定について」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、発議第11号「藍住町議会基本条例の制定について」を議題にします。

事務局長に議案を朗読させます。

大塚議会事務局長。

◎議会事務局長（大塚喜美枝君） （議案を朗読する）

○議長（西川良夫君） 提出者であります米本義博君から提案理由の説明を求めます。

米本義博君。

〔米本義博君登壇〕

●3番議員（米本義博君） ただいま、議長から提案理由の説明を求められましたので、提案理由の説明をいたします。

発議第11号、「藍住町議会基本条例の制定について」。町民に身近な議会として、議会活動の活性化と充実のために必要な議会運営の基本事項を定め、「住民がいつまでも安心して暮らし続けられるまち」の実現に寄与することを目的とし、藍住町議会が目指す基本理念及び基本方針を定めるため、本条例を制定するものであります。以上、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（西川良夫君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（西川良夫君） 質疑なしと認めます。

○議長（西川良夫君） これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

○議長（西川良夫君） 討論なしと認めます。

○議長（西川良夫君） これから、発議第11号「藍住町議会基本条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第11号「藍住町議会基本条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

○議長（西川良夫君） 日程第13、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配布いたしました意見のとおり、嶋田宗弘氏、櫻間正三氏、佐野洋子氏については適任であるとの答申をいたしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、お手元にお配りいたしました意見のとおり、答申することに決定しました。

○議長（西川良夫君） 最後に、「委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。

各委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定

しました。

○議長（西川良夫君）　ここで、議会閉会前の御挨拶を高橋町長からお願いいたします。

高橋町長。

〔町長　高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君）　9月議会閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。去る18日に九州に上陸し19日夜には本町に最接近した大型の台風第14号は全国各地に記録的な大雨や暴風をもたらし、死者やけが人が確認されたほか家屋の浸水が相次ぐなど大きな被害が発生いたしました。お亡くなりになられた方々に哀悼の意を表するとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。本町においても職員や消防団員を非常招集し、警戒に当たるとともに自主避難所を開設し、対応に当たったところであります。幸いにも本町では大きな被害はありませんでした。引き続き町民の皆様の安全と安心を守る防災対策の充実に努めてまいります。

さて、今定例会は6日に開会し本日までの16日間にわたり御審議いただき、この間、一般質問等におきまして議員各位から自然災害への対応をはじめ、マイナンバー制度、高齢者対策、福祉、教育、住環境問題など幅広い分野において貴重な御意見、御提言を賜りましたこと厚くお礼を申し上げます。今後とも本町の将来像を展望し、長期的な視点に立ち、持続可能な行財政運営に取り組んでまいります。

9月も下旬となりますと、朝夕は随分と過ごしやすくなってまいりましたが、季節の変わり目は体調を崩しやすい時期でもあります。どうか御自愛いただきますとともに、皆様の御健勝をお祈りいたしまして閉会の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議長（西川良夫君）　以上で、本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

議員、理事者各位におかれましては、御協力、誠にありがとうございました。これもちまして、令和4年第3回藍住町議会定例会を閉会いたします。

午前10時33分閉会

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

藍住町議会議長	西川 良夫
会議録署名議員	前田 晃良
会議録署名議員	竹内 君彦